

社会福祉法人愛川町社会福祉協議会役員及び各種 委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成 5年4月1日	愛社協規程	第31号
平成16年4月1日	愛社協規程	第54号
平成18年4月1日	愛社協規程	第68号
平成23年4月1日	愛社協規程	第84号
平成24年4月1日	愛社協規程	第87号
平成29年4月1日	愛社協規程	第118号

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛川町社会福祉協議会定款第25条に定める役員及び評議員並びに各種委員会委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定める。

(報 酬)

第2条 会長には、報酬として年額480,000円を支給する。

2 役員が、職務のため理事会、監事会及び評議員会等に出席したときは、報酬として日額5,000円を支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が、職務のため評議員会に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する。

2 役員等が各種委員会に出席する場合の費用弁償は、会長が別に定める。

3 役員等が、職務のため町外へ出張したときは、費用弁償として、旅費を支給する。

4 前項の規定により支給する旅費の額は、別表による。

5 役員等が、公用車により出張したときは、前項の規定にかかわらず、鉄道賃及び車賃は支給しない。

(旅費の調整)

第4条 前条第1項の規定による費用弁償を支給する場合において、会務の都合上又はやむを得ない事情のため最も経済的な通常の経路又は方法によりがたいと認められるときは、実通経過旅程による額とする。

第3章 服務・給与関係

(支給方法)

第5条 前3条に規定するもののほか、費用弁償の支給方法は、愛川町一般職の職員に支給する旅費の例によるものとする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人愛川町社会福祉協議会役員及び各種委員会委員等の費用弁償に関する規程(昭和56年6月9日愛社協規程第12号)は、廃止する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)
2,200円	15,000円

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改定後の別表の規定は、この規程の施行の日以後に出発する出張について適用し、同日前に出発した出張については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

船賃	航空賃	宿泊料 (1夜につき)
実費	実費	13,000円

備考

- 1 鉄道賃の額は、普通旅客運賃、特別車両料金、急行料金、寝台料金及び座席指定料金による。
- 2 車賃の額は、路線を含めて定期に運行する一般乗合旅客自動車の普通旅客運賃による。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。